

(第一類 第二号)

衆議院

内閣

閣

委員会

会議録

第十八号

(三〇五)

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)  
午前十一時四分開議

出席委員

委員長

木村 武雄君

理事 岩動 道行君

理事

伊能繁次郎君

理事

辻 寛一君

理事 長谷川 四郎君

理事

藤枝 泉介君

理事 山内 広君

理事

白井 莊一君

理事 藤尾 正行君

理事

保科善四郎君

理事 堀内 一雄君

理事

前田 正男君

理事 湯崎弥之助君

理事 塚 徹郎君

理事

受田 新吉君

理事 米内山義一郎君

出席國務大臣

厚生大臣 鈴木 善幸君

運輸大臣 中村 寅太君

總理府事務官 矢倉 一郎君

(恩給局長) 厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長) 厚生技官 中原龍之助君

(公衆衛生局長) 厚生技官 鎌林 宣夫君

(環境衛生局長) 厚生技官 若松 栄一君

(医務局長) 厚生事務官 今村 讓君

(社会局長) 厚生事務官 坂元貞一郎君

(業務局長) 厚生事務官 実木 博次君

(医務局長) 厚生事務官 深草 克巳君

(大臣官房長) 厚生事務官 佐藤 駿君

(運輸技官) 運輸事務官 佐藤 光夫君

(港湾技官) 運輸事務官 佐藤 光夫君

(航空局長) 運輸事務官 佐藤 光夫君

(大臣官房長) 運輸事務官 佐藤 光夫君

(運輸技官) 運輸事務官 佐藤 光夫君

(港湾技官) 運輸事務官 佐藤 光夫君

(本日の会議に付した案件)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出第二七号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第一類第一号)

第一類第一号)

同外四件(渡海元三郎君紹介)(第二〇三二号)

同外一件(渡海元三郎君紹介)(第二〇三三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇五九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇六九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇七九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇八九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇九九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一〇一　〇号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一〇一　〇一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一〇一　〇一　二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一〇一　〇一　〇三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　〇一　　四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　三号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　四号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　五号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　六号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　七号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　八号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　九号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　一　　号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　一　　一号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　一　　二号)

同外二件(渡海元三郎君紹介)(第二〇一〇一　〇一　　一　　一

利なものでございますので、しかも精度が非常に高いというようなメリットもございますので、わが国で開発がおくれますとまことにデックやコラノの

めどに完成をされようとしておるか、その点についてもお伺いしたい。

できるということは予想できないわけでござります。ただ、現在デッカやロランの場合には、いろいろな機器も責んでおりまますし、そういつどもの

○伊能委員　いまのお話で非常によくわかりました  
たが、問題は、労働省の港湾労働、なかんずく港  
湾労働者保護と、一観点と、運輸省における港湾

二の舞いを生ずることになりますから、早目に始めようといたします。

後の研究開発を三つの段階に分けておりまして、四十一年度から四十三年度までの間の第一期で

しおりが結果を積んで、やがて、かのものにつく人間の数その他から考えて、若干の節減は可能かと考えます。

労働並びに港湾運送事業、港湾荷役の確立といふ面とにおいて、いろいろ政府部内では、數年間か

船舶技術研究所でやる理由につきましては、これはロケットの打ち上げ自体につきましては科学技術庁で統一してやるわけでござりますが、積み込みます機器類、あるいはそれを受けます船の受けけるほうの機器類、こういったものは運輸省で研究すべしという宇宙開発審議会、電子技術審議会

さいますが、これは人工衛星によります航法のシステムにつきましての概略設計を終わることになりました。それから続いて、その結果に基づきまして、四十四年度から四十五年度までの第二期におきまして、システム、これは装置も含みましての詳細設計及び一部装置の試作を行ないま

○伊能委員 人工衛星による航法の開発の問題は、概略わかりました。

かって調整をした結果、ああいう形での内容の確立を見たわけであります、最近の情勢において、政府部内で、港湾労働の保護と、港湾荷役の確立という面において何ら支障がないかどうか、その辺の経緯も承っておきたい。

その他二、三の審議会の答申で、運輸省にまかされておりますので、私どもの研究所でこれを始めようということになつたわけであります。

○伊安委員 ただいまの御説明で概略のことはわかつたつまでござりますが、つらつと愚考になる

す。その後二ヵ年程度の第三期に、システムの組み立て及び評価試験を行なうことにしておるわけでございます。

ただ、これは現在までの計画でございますが、国策大司馬若江、うとうと問題もさぐり、毛井、三

府の予算並びに法律案の提出に際して、港湾労働法の問題があり、また、それに関連した審議会の問題等もありましたが、港湾運送事業と港湾労働の問題とはかなり密接な関連がありますので、この点について両省並びに両審議会、文部

事業法の改正といふものは、三・二答申をもとにした  
して行なわれておなりまして、三・三答申におき  
ましては、労働者を確保するためには、なるべく  
常用化を進めろ、それから日雇い労働者につきま  
しては、生産と並んで、そつ難易とよむると、う

ま官房長からお話しのような、航行安全の上からも、経済性の上からも、きわめて有益であるということで、現に北海道、関東その他へ、ロラン基地等も設けられまして、これらの問題について相当な金も加え、かつ船にも施設をせられたと思うのですが、今回、新たに人工衛星による衛星航法というような新しい施設並びに研究が進められるることは非常にけつこうでございますが、従来のデッカなりロランの実績等についてもどういう状況であったか、御説明願いたい。

○伊能委員　開発の計画等についても、ただいまの説明でわかりましたが、日本の船舶建造技術の進歩等によつて、最近は世界でも驚異と思うような超大型の船も日本においてでき、一方におい申しましたようにアメリカとの間には進んでおりまし、そのほか、そういうた諸外国との共同研究への参加というようなこともありますと、それによって早くなることもありますし、あるいは、そういうた情勢が進展しないということになりますと、この計画よりも若干おそくなるということを考えられるわけでござります。

○佐藤(馨)政府委員 二年間の期間を限りましたのは、先生のおつしやられましたように、三・三答申を受け、港湾労働法がこの七月から全面的に施行せられるものでござりますから、早急にそれの裏づけとしての港湾事業の問題を解決していきます。

おられるか、その辺のこところをお伺いしないと——先般の港湾労働法制定の際にもいろいろ問題になつたかと思ひますが、その点は港湾局長からでもぜひ内容を明確に御説明を願いたいと思ひます。

○議長　政府委員　先ほと申しましたように、到達距離が非常に短いということ、あるいは一部の海域では利用できないというようなこと、それから船のほうで機器をたくさん重複して積まなければいかぬというような問題がございまして——もちろんロラン、デッカ等もその到達距離の範囲内では十分な効果をあげておるわけでありますから、そういういた不便がございますので、今回の研究に踏み切ったわけでございます。

○伊能委員　それで、科学技術庁あるいは大学等の総合的な研究に待つところが多いと思いますが、これによつて人工衛星航法は大体いつごろを

○深草政府委員 私もその辺の詳細については存じておりますが、現在でも航法の自動化といふものが相当行なわれておりますので、これによりまして、甲板部関係の、特に操縦関係の人間が——これは完全に自動化するわけでもないのですが、やはり人力にたよらなければいかぬ点などございますので、これによつて直ちに人員の節約が

きたい、こういう趣旨でござります。  
また、内閣に設けられております審議会と、港湾審議会に新しく設けられます港湾運送部会との関係は、内閣に設けられております審議会につきましては、労働大臣の諮問にこたえて港湾労働法のための労働者の定数を決定するということと、もう一つは、各省に関係する港湾の問題をあの審議会にかけることになりますので、運輸省固有の事務でございます港湾運送事業の問題につきましては、この港湾審議会の中に設けられる港湾運送部会においてやっていきたい、こういう趣旨でござります。

○伊能委員 理論的にはお話しのとおりだと思います。しかし、具體的に現在の港湾運送事業の実態、港湾労働者保護、確保という面では、従来必ずしもうまくかみ合っていないおそれもあったわけですが、われわれとしてはこのむずかしい問題について、港湾労働法の制定の趣旨、また一方において運輸省における港湾荷役の確保、合理化という面ができるだけ円満な調整を見るような努力を、ひとつぜひ政府において尽くしていくべきだだいたいということをお願いを申し上げておきま

それから最後に、今回の航空機事故の頻発にたまたま節鉤を合わせて、第五の本省の地方支分部局として置かれておる航空交通管制本部を札幌航空空交通管制部、東京航空交通管制部及び福岡航空交通管制部に分割するという方針をとられるに至ったわけであります。この点については、人員その他の面で政府がこれによって万全を期し得られるのかどうか、当面、国際的にも航空機事故の問題が非常に大きな問題になつておりますので、この改正に関する大臣の御所信並びに今後のやり方等について、御意見があればぜひお伺いいたしたいと思います。

○深草政府委員 それでは人員の確保その他について  
きましては、大臣から後ほど答弁していただくことにしまして、管制本部を三つに分けた理由につ  
きましては、沿革その他から申し上げます。  
御承知のように、航空交通管制がアメリカ軍から移管されましたのは昭和三十四年七月でございまして、その後航空交通量が非常に増加する一方、交通量の日本における分布状態が、北海道、東北を一団とした一つの航空圏、それと本州中央部を中心とした交通、それからいま一つは九州、四国、これらを一団とした空域と、三つの空域に主として交通量が非常に多くなったということをございます。また防衛庁や米軍関係の航空機でございますが、これは大多数が特定の飛行場を基地としております局地飛行でございまして、それも大きく分けて北部、中央部、西部というふうに、偶然ではございますが三分化されておりまします。また一方、防衛庁が設定をいたしました防空識別圏といふものがございますが、これも北部、中央部、西部というような防空識別圏に三分されてあるわけでございます。このような航空交通の分布状態に対処するために、航空路管制業務でございますが、一ヵ所の管制機関におきまして集中して行なうよりも、航空分布に対応したブロックごとにこれを行なうほうが、航空交通の安全性を高め、なお管制業務の能率を向上させるということになるわけでございます。

その理由をいたしましては、第一には航空機の行なうことが理想的でございまして、直接通信によって中継方式によります各種の通報、種々の伝達の遅延や誤りを防止することができるのが、理由の第一点でございます。

第二点は、航空交通の増大及び高速化に伴いまして、航空路管制機関におけるレーダー、管制施設の整備が必須のものになりつつありますが、わが国の全空域をカバーするレーダーというのは、現在の技術では不可能でございます。そうしますと、数個の航空路管制レーダーを設置する必要があります。現在大体三百マイルをカバーできるレーダーがありますが、そういう必要から、たくさんのおのレーダーを一つの管制機関によって円滑に操作することは、技術的にも、また経済的にも著しく困難であるわけであります。こういった二点から分けてやつたほうが管制能率が向上する。しかもいまの航空交通の実態に合っているというような意味で、三分化に踏み切ったわけでござりますが、施設要員につきましては、従来の福岡、札幌につきましては、それぞれの機関の下部機構として、実際の業務はすでにやつておつたわけであります。それをはつきり正当化するというような経緯であります。

○中村(寅)国務大臣 航空管制施設の整備、これは非常に重大な課題であると同時に、緊急を要するという情勢に、今度の事故との関連もございましてなつてしましましたので、これの整備は早急にやる、かように考えております。そのために要する経費等につきましては、急ぐものはぜひ予備費からやる、その他のほうは最も近い機会に適当な処置をして整備をするという方針で進めたいと思います。

それから人員の整備につきましては、これは現在御承知のように各省とも欠員を補充しないといふ方針で進んでおりますが、今回の事故等に関連いたしまして、航空関係の人員整備を非常に急ぎます關係から、凍結されております欠員の不補充

の線を、運輸省だけ特別にはすしまして、そして急速にそういう方法によつて必要な人員は整備してまゐる、こういうことにいたしたいと考えております。

○伊能委員 およそ交通といふものは、御承知のように、陸であると海であると空であるとを問はず、まず第一に安全正確、そして迅速ということピードは時代の進運とともにいやが上にも発展をしてまいりますので、それに対応した安全ということが最大の重点をもつて確保せられ、その施策が常住座臥、政府当局並びに関係業者によつて確保されなければならぬ、かより存じておるわけでありますて、この点については、政府においても力遺憾なかつたとは存じますが、たまたまあいうような事故が起こり、それに関連してといいますか、符節を合わせて今回のような航空交通管制部というものを合理化されるということになつた際に、従来の政府の方針で欠員不補充あるいは増員をしないという方針は、もちろんわれわれ了承しておるわけですが、このような重要な問題については、それを押しのけてでも交通の安全といふことが当然守られるべきであつて、必要があれば当然政府としても増員を考慮せらるべきであろう、かように考えておつたわけでございますが、本案提案の際には増員の問題は少しも考慮されておらなかつた。ただああいうような事態の発生にかんがみて、当面欠員を補充するという措置を政府でとられるということでございまが、従来この面でどの程度に欠員があつたのか。さらに今後の欠員解除の面で具体的にどういう数字を考えておられるのか、その辺を詳細に御説明をいただきたい。

は、ただいま御審議をお願いしております中で、管制関係で六十二名増というものをお願いしておるわけでございます。

められたものはないというわけですか。

○深草政府委員 そうではございませんで、御承

知のようだ、凍結定員を解除して四十一年度百七名航空保安の関係であります。したがってその分の人員は予算でちゃんと計上してある、したがつて実質的な増員であるという意味でござい

ます。

○伊能委員 いまのお話でだいぶわかりました

が、聞くところによると、あるいは同僚の社会党

議員からもいろいろ先般の事故調査に関連をして

御質問があるかもしれません、われわれもいろ

いろ聞くところによりますと、航空交通管制本部

で当然なさるべき仕事、管制官の当然なさるべき

仕事が人員の都合で實際上なされていない。それ

が事故の発生にも全然無関連であるとはいえない

というような事実もあるやに各方面で調査したと

ころはいわゆる向きがありますが、現在の

各航空保安の關係の仕事において、そういうよ

うに当然なされなければならない仕事もなされない程

度に人員が不足をしておるのかどうか。その辺の

具体的な事実等についても詳細にお話をいただき

たいと思います。

○佐藤(光)政府委員 従来定員の審議等におきま

しては、われわれにおいてもいろいろ要求し、ま

たその査定を受けておるわけでございまして、そ

の業務は、先生御指摘の当然するべき仕事につき

ましては、一応要員を配置していただきまして、

その業務はなされておるとわれわれは考えており

ます。その勤務体制の改善等につきましても、わ

ざいいますが、改善はいたされておるわけ

でございます。しかし、なお今回の事故にかんが

みまして、この勤務体制をさらに整備するという

ような点、そのほかの点から、先ほど申し上げ

ておりますように、もう少し内容的に充実をして

いたくことを具体的にお願いしておるわけでござ

ります。最近特に出てまいりましたというのが一点でござ

います。

それから管制の技術關係で、特にレーダーとか ILS というような新しい機器の保守というようなものを十分にしなければならないという点もござります。さらに管制の通信關係の要員を整備するというような点もござります。したがつて、この点につきまして、凍結定員の解除その他によりまして、われわれとしては早急に措置をしたいと考えておる次第でござりますが、安全を保持するための最低限の必要な措置は従来もなされておる、こう考えております。

○伊能委員 さいせん私が申し上げましたように、航空交通として安全の最低限の施設、人員の配備はついておったということばは、私は別にことばじりをとらえるわけではありませんが、適切であるかどうか、これを政府においてとくと御勘考をいただきたい、かよう存する次第であります。

ただ、先般新聞、テレビ等で出ておったので、その点確認をしておきたいと思いますし、また私が当然なさるべきことがなされていないのではないかという御注意をしたのは、私自身が調べたのではないで、あるいは同僚の社会党の議員等からお調べになられた点で御質問があるかもしれませんから、その点にはこれ以上触れませんが、先般の B-O-A-C の富士山の事故においては、あの事故自体は有視界飛行についての承認を得てあちらへ行つた。しかし、その一ヵ月前に、同じような事柄があつたという際に、これは有視界飛行ではなくして大島のほうへ正規の指令によって飛んでいつて、途中から富士山のほうに向かって方向変更をして有視界飛行に移つたようだ。テレビでは言つておりましたが、その点はさらに有視界飛行の許可を得たのかどうか。われわれは新聞で承知したことがあります。ちょうど一ヵ月前にそういふことがあって、写真まで詳細に鉛筆何がしとかいうとを、今後ひんぱんに許されるかどうかといふような点も十分御留意をいただくべきところだろうことは公知の事実でありますから、ああいうような点について途中から切りかかるといふようなことを、今後ひんぱんに許されるかどうかといふような点も十分御留意をいただきべきところだろう、かように考えます。

以上で私の質問は大体終わるわけであります。が、関連いたしまして、富士空港の問題等について大臣はじめ非常に御心配を願い、御努力を願つておることは、私どもは心から多とする次第でござりますが、政府において一べん内定をせられておる経緯もありますし、その後着々御検討も加えられております。かたがたわが党においても、ござりますので、反対の方々を納得させる必要が

国際空港推進本部も設置せられて、この問題について目下鋭意検討中でございますが、どうか政府

の十二分に意のあるところを、実情並びに政府の承認を得て飛ぶわけでござりますが、それを有視界飛行に切りかえる場合には、有視界飛行状態の場合には機長の判断ができるわけでござります。

○佐藤(光)政府委員 伊能先生御承知のように、

計器飛行方式によつて飛行をする場合には、管制

官の承認を得て飛ぶわけでござりますが、それを

超党派で決議もしておる問題でござります。

○伊能委員 ああいうテレビ、新聞等での報道がござります。御質問の点は非常に具体的な問題でござりますので、なお詳細に調査をする必要があるかと思いますが、私がテレビの報道によつて承知しておりますところでは、当初計器飛行方

式によりまして大島ビーコン経由で飛ぶと、このとでまいりましたけれども、飛行の途中で有視界飛行に切りかえて富士山付近に飛んだという報道

のように私は承知をしたわけでござりますが、な

お詳細に調査をいたしまして、別の機会に御報告させていただきたいと思います。

○伊能委員 ああいうテレビ、新聞等での報道がござります。御質問の点は非常に具体的な問題でござりますので、なお詳細に調査をいたしましたが、その結果、私は承知をしたわけでござりますが、その点について非常に不十分であるというこ

とを、私は端的に申し上げたいのであります。こ

れでござります。御質問を終らせて、周知せしめ

ては十二分に——率直に申し上げますが、十二分に周知をせしめ、徹底をせしめる必要がある。周

て超党派で決議もしておる問題でござります。

○中村(寅)國務大臣 国際空港の羽田における最

近の情勢等から考えまして、第二空港の必要性

は、伊能委員も御承知のとおりであります。政府

いたしましても、その必要性から考えまして、

しかも緊急性を持つておりますので、多年にわた

り第二空港の候補地につきましては、あらゆる技

術調査をいたしました結果、第二空港の予定地と

しては富里が最適である。最適であるというより

も、ほかに適當な場所がないというような実情でありますので、先般来政府におきましたは内定の

措置をとつたわけでござります。直ちに本決定を

いたしまして、新空港建設の公団を発足して、そ

いきながら、新空港建設の仕事を進捗させたい、

かように考えておつたのでござりますが、地元県当局等の意向がござります。地元の中に反対の意

あるというようなことから、公団の発足等の措置も今まで延びておるような次第であります。御意見のように地元に納得せしめる措置等に万全を尽くすことの必要は、十分承知いたしておるのあります。地元等の関連もございますし、さらに内定当初はきわめて反対の意向を持っておられる地元の人たちの御意向等をそんたくいたしまして、しばらく時間をかけながら納得していただけます。地元の人たちの御意向等をそんたくいたしまして、しばらく時間をかけながら納得していただけます。地元の人たちの御意向等をそんたくいたしまして、しばらく時間をかけながら納得していただけます。

○伊能委員 大臣の新たな御決意伺つて、まさに力強く感じた次第でございますが、問題は、

この問題に対して広く理解を、利害関係者だけではなく、世論にも求め、各党にも——新国際空港設置の必要はみな痛感しておるわけでござりますので、どうぞひとつこの問題に対する十分な理解と周知徹底の努力をぜひやついていただきたいことを重ねてお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

○山内委員 設置法の問題については、日をあらためてゆっくりお聞きしたいことがあるわけですが、いま伊能委員から出された御質問の中でも、ちょっと聞き捨てならないことがありますので、その一点だけ関連質問として確認しておきたいと思います。

先ほど航空局長は、富士山の事故について、機長と管制官とのいろいろな会話があつた、有視界飛行に移るという、その点について、必要があれ

ばこれから調査をしてお答えしたいという御答弁です。私は実に聞き捨てにならない問題だ

と思う。飛んでおる機長と管制官との間のそういう通話といふものは、どういうふうに記録されておるのかお聞きしたい。

○佐藤(光)政府委員 ようと私の御説明がある

いは不十分であったかもしれません、今回事故

を起こしましたB.O.A.C.機の関係につきまして

は、先生御承知のように、出発前に有視界飛行と

いうことで管制官に連絡をとつて東京国際空港を

出発したわけなんでございます。したがいまして、自後の飛行につきましては、管制の指示を受

ることなく、有視界で、要するに機長が外界を

見て飛行するということで、管制官との間のやり

とりはございません。伊能先生から御質問ござ

ました、その一ヵ月前同じような富士山を飛行

した例があるよう聞いておるが、これの詳細に

とって保存をしてございます。

○山内委員 そこが規則からいってもとることになつておるし、これは一番のきめ手であり、証拠

資料によって調査すればわかるわけでございま

す。ただ、その後新聞報道等によりますと、有視

界飛行方式に切りかえた、つまりこれは航空法の規定によりまして、機長の判断で、要するに十分

時間がかかる。金もかかるのです。そ

うものは、いつまでもかけっぱなしで一時間も二

時間もかけられる。金もかかるのです。そ

うものは偶然に起るのではなくて、そこに至る

いろいろな問題がつみ重なって事故が出てくる。

私の事故が起る前から、そういうふうに切り

詰めた人員や勤務時間等を調べておりますけれども、そういう問題から事故が起り得るという心配を実はしておつた。そこへたまたまこういう事故が相次いで起きたために、そういうレコードすらも記録が不完全であるということを思い出して、どこかに無理がある、いまになれば局長は、事故がないときはそんなことまで気もつけなかつたかもしませんけれども、どこかにそういうすき間ができるて、それがこういうふうに三つも重なるような大きな事故をこしらえた。この点について、大臣はとくと、決して組合の肩を持つとか、働く人ばかりの肩を持つということではなくて、こういう大事な人命を預かる——事故が一たん出ればみな死んでしまうのですからいいへんな話ですよ。もっと不斷の緊張が、特に航空局長ともあろう責任の立場の人は、いつでもそういうところに神経を使ってもらいたい。これはちよど話が出ましたから、以上申し上げておくので、またあらためてお聞きしたいと思います。

## ○中村(寅)國務大臣 山内委員の御忠告をよく聞

いて今後やりたいと思ひますが、政府といたしまして、至急に航空管制の設備あるいは気象情報を完全につかむ設備とか、あるいはまだ、いま山内委員も仰せられるように、職員の勤務不十分というようなことで起つたものではないという自信を持つております。しかし、安全を確保する上には、より整備すべきであるという観点に立ちまして、至急に航空管制の設備あるいは気象情報を完全につかむ設備とか、あるいはまだ、いま山内委員も仰せられるように、職員の勤務不十分といふことは起つたものではありません。しかしながら、安全を確保する上には、より整備すべきであるという観

話です。もっと不斷の緊張が、特に航空局長ともあろう責任の立場の人は、いつでもそういうところに神経を使つてももらいたい。これはちよど話が出ましたから、以上申し上げておくので、またあらためてお聞きしたいと思います。

○中村(寅)國務大臣 山内委員の御忠告をよく聞

いて今後やりたいと思ひますが、政府といたしまして、至急に航空管制の設備あるいは気象情報を完全につかむ設備とか、あるいはまだ、いま山内委員も仰せられるように、職員の勤務不十分といふことは起つたものではありません。しかしながら、安全を確保する上には、より整備すべきであるという観

話です。もっと不斷の緊張が、特に航空局長ともあろう責任の立場の人は、いつでもそういうところに神経を使つてももらいたい。これはちよど話が出ましたから、以上申し上げておくので、またあらためてお聞きしたいと思います。

○中村(寅)國務大臣 飛行場の安全性というの

は、いわゆる空の路線があいておるかどうかといふことにかかると思いますので、現在富里に第二空港を設置いたしましても、空の交通路線の上から考えますと、十分あいておる、安全であるといふ調査の結果によつておるのでございまして、そのほかに、いろいろ地方の人あるいは有志の人からも、ここはどうか、ここはどうかといつて申入がありますが、そういうあらゆる面を調査いたしまして、地上で見た感じはわりあいに広い場所等が得られる、あるいは埋め立て等が可能だというようなことがありますけれども、いわゆる空港があいていないということによつて候補地とならないようなどころが、非常に多くございます。そういうことで、現在予定しております富里は、空港のそういう交通路線から考えまして、十分安全度が確保されるものである、こういう観点に立つて飛行状態であつても、その点問題がなかつたという点、実は報道によつて判断をしておるわけあります。しかし、御指摘でございますので、多数の記録片、いわゆるストリップと称しておりますが、その中からさがす必要がござりますので、若干の時間をおいたましまして、十分御了解願ひます。私は新聞記者出でながら、新聞記者で記録片を書こうと思つたら、すぐ前例にこういうことがあったかなつたかといふことを調べますよ。それ以後は申し上げておかなければなりませんから、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけです。

○藤尾委員 そういう事実は、私どもはもちろんどすけれども、そういう事件が起つたら、それに似たような事件が前にあつたかなつたかとどうぞお聞きください。私は新聞記者出でながら、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけですが、それがない。きわめて私は遺憾な態度だと思います。これだけは申し上げておかなければなりませんから、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけです。

○藤尾委員 そういう事実は、私どもはもちろんどすけれども、そういう事件が起つたら、それに似たような事件が前にあつたかなつたかとどうぞお聞きください。私は新聞記者出でながら、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけですが、それがない。きわめて私は遺憾な態度だと思います。これだけは申し上げておかなければなりませんから、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけです。

○中村(寅)國務大臣 藤尾委員の質問の点でござりますが、人家の立ちのきの数は、その飛行場の面積によつて多少違うのでござりますが、現在のところでは、私ははつきり数字を承知しておりませんけれども、直接飛行場の敷地内の立ちのき

ばならぬという原則については、認めておるわけです。ただ、本職のパイロットにも聞いてみましたが、それでも、富里という東京の上空に近いところにもう一個飛行場を持つということは、安全性の問題からいって、かえつて危険が増す、そういう見解を実は言つてゐる人もあるわけです。必要性のことや、あるいはまた地元の反対の方々に対する対策については、またいずれお聞きしますけれども、一体どういうわけですか。私は、これとについて、安全性の立場からどういうふうにお考えになつておるか、その点についてお聞きしたい。

○佐藤(光)政府委員 まことにわれわれの業務に対する痛い御指摘でございますが、御了解願いたいと思いますのは、この問題が具体的に提起されましたのは、一体どういうわけですか。私は、これわれわれとしては、いま伊能委員からお尋ねがございましたので早急に取り調べたいと思いますが、数多く飛行いたしておりますが、先ほど、山内委員も御指摘のように、管制にかかつたものは管制の記録がそれぞれござりますけれども、これは御承知のように空を非常にたくさん飛ぶものの多数の記録でござりますので、その中から十分選別をして、そういうような記録をさがし出す努力をする必要があるわけであります。新聞報道を資料にしてという御質問でございましたので、私も新聞報道あるいは法令の規定によってこういうふうになつておる、したがいまして十分に有視界飛行状態であつても、その点問題がなかつたという点、実は報道によつて判断をしておるわけあります。しかし、御指摘でございますので、多数の記録片、いわゆるストリップと称しておりますが、その中からさがす必要がござりますので、若干の時間をおいたましまして、十分御了解願ひます。私は新聞記者出でながら、新聞記者で記録片を書こうと思つたら、すぐ前例にこういうことがあったかなつたかといふことを調べますよ。それ以後は申し上げておかなければなりませんから、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけです。

○藤尾委員 私は、ただいまの伊能委員並びに山内委員の御質問を拝聴しておりますが、非常にこれが私の考え方を持っております。終わります。

○藤尾委員 私は、ただいまの伊能委員並びに山内委員の御質問を拝聴しておりますが、非常にこれが私の考え方を持っております。終わります。

○中村(寅)國務大臣 藤尾委員の質問の点でござりますが、人家の立ちのきの数は、その飛行場の面積によつて多少違うのでござりますが、現在のところでは、私ははつきり数字を承知しておりませんけれども、直接飛行場の敷地内の立ちのき

時期に、最近、計器飛行から有視界飛行に切りかえた実例、特に一ヵ月前にあつたという事実です。ただ、本職のパイロットにも聞いてみましたが、航空局長がまだ調査していないという事態といふことは、一体どういうわけですか。私は、これまでのはなはだ不謹慎だと思う。これをひとつ御説明を願いたい。

○佐藤(光)政府委員 まことにわれわれの業務に対する痛い御指摘でございますが、御了解願いたいと思いますのは、この問題が具体的に提起されましたのは、一体どういうわけですか。私は、これわれわれとしては、いま伊能委員からお尋ねがございましたので早急に取り調べたいと思いますが、数多く飛行いたしておるわけですが、先ほど、山内委員も御指摘のように、管制にかかつたものは管制の記録がそれぞれござりますけれども、これは御承知のように空を非常にたくさん飛ぶものの多数の記録でござりますので、その中から十分選別をして、そういうような記録をさがし出す努力をする必要があるわけであります。新聞報道を資料にしてという御質問でございましたので、私も新聞報道あるいは法令の規定によってこういうふうになつておる、したがいまして十分に有視界飛行状態であつても、その点問題がなかつたという点、実は報道によつて判断をしておるわけあります。しかし、御指摘でございますので、多数の記録片、いわゆるストリップと称しておりますが、その中からさがす必要がござりますので、若干の時間をおいたましまして、十分御了解願ひます。私は新聞記者出でながら、新聞記者で記録片を書こうと思つたら、すぐ前例にこういうことがあったかなつたかといふことを調べますよ。それ以後は申し上げておかなければなりませんから、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけです。

○藤尾委員 そういう事実は、私どもはもちろんどすけれども、そういう事件が起つたら、それに似たような事件が前にあつたかなつたかとどうぞお聞きください。私は新聞記者出でながら、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけですが、それがない。きわめて私は遺憾な態度だと思います。これだけは申し上げておかなければなりませんから、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけです。

○中村(寅)國務大臣 藤尾委員の質問の点でござりますが、人家の立ちのきの数は、その飛行場の面積によつて多少違うのでござりますが、現在のところでは、私ははつきり数字を承知しておりませんけれども、直接飛行場の敷地内の立ちのき

○藤尾委員 ただいまの大臣の御答弁でほぼ見当  
を必要とするのは千戸内外、それで八百戸くらい  
になる飛行場の敷き方と、あるいは千百戸くらい  
になる敷き方いろいろございまして、まだそこ  
までこの線に飛行場を据えるということははつき  
りいたしておりませんので、多少相違があるので  
ございますが、そういう実情でござります。

がついた

わけでありますけれども、今までの

土木事業その他におきまして千戸近い人家に移転をしていただくというような措置をとった前例がどれくらいござりますか。

○中村(農務大臣) 前例はないのではないかと  
考えますけれども、私は、この立ちのきというう  
は容易ならぬことでござりますし、またできるだ  
けそういう農家の人たちに御迷惑のかかることとの

ないようになると考えまして、その他の場所で飛行場として使える場所があるならということであらゆる調査をいたしましたのでございますが、先ほども申しますように、あらゆる技術の面からも調査いたしました結果、富里地区以外に適当な場所はない、こういう結論を得ましたので、前例のあるなしにかかわらず、新空港としてはここ以外にならないという形からいま内定をしておる状態でございます。

○藤尾委員 私は、富里が別にいいとか悪いとかそういうことに興味を持つておるわけではなくて、富里が非常にいいということであれば、そうしなければならないのでしょうかけれども、それには少なくとも、もし騒音地区というようなものを考えましたならば、おそらく一千戸以上になるでしよう、そういう今までかつて前例のない移転をしていただかなければならぬというような土地買収の事業といいますものは、私はこれは非常に困難な問題だと思います。そういった困難といいうものを十二分にお考えの上でやろうと言われるわけですから、私は大臣の御懇意というものを了といたしまして、その問題はおきますけれども、ここにひとつ大臣にお考えをいただき、また御解明をいただきなければならぬと思いますことは、私

は、ほかのあらゆるところをお考えになつて富里

۱۰۷

でなければならぬというようにお考えになつたと  
いうことでござりますから、それはそれなりに一  
応拝聴をいたすということにいたしまして、いま  
アメリカの軍用機の専用飛行路線といふものに  
なつておりますブルー14というものがございま  
す。こういったブルー14の問題に対しまして、非  
常に詳しい御調査といいますものに出したこと  
がおありになりますか、ありませんか、お伺いし  
たい。

○中村(寅)國務大臣 これは十分調査をやつた上  
でのことであると思いますが、ただブルー14の下  
には四つか五つか——とにかく四つの軍用飛行場  
がありますが、その飛行場を一つとかあるいは二  
つとかこっちに譲つてもらつたことによつてこの  
ブルー14がはずせるというようなことでなくて、  
あの飛行場といふものがある間は、これはアメリ  
カが使おうが、日本が使おうが、ブルー14といふ  
航空路といふものは必要である、こうしたことで  
ござりますので、そういう事情から、第二空港の  
予定地を富里にいたしたのであります。全部これ  
が軍用飛行場といふものが飛行場といふ線からは  
ずせる、飛行場がなくせるということならば、こ  
れはまた別の観点が出てくると思ひますけれど  
も、現在の事情からはそれはとてもできないこと  
でござりますので、ほかにということできがしま  
した結果、東京都心から一時間ないし一時間半く  
らいの時間でいけるといつの大好きなワクがご  
ざいますので、予定地の地域が非常に限定され  
る、そういうむずかしい条件等の中で、富里とい  
うものがきわめて条件にかなつた適当な地であ  
る、こういうことに結論づいたわけであります。  
ほかに、御承知のように霞ヶ浦とか木更津とか、  
たいそうな人に立ちのいてもらわずにいいよくな  
る場所の候補地としての名前があがつてしまひまし  
たので、そういうところにもあらゆる調査をいた  
しました結果、金の問題でなくて、いわゆる技術  
上どうしてもむずかしいというよくな結論を得ま  
した結果、富里ということに内定をいたした次第

○藤尾委員 実は私はブルー14の問題に対しまして、前回は一回ちょっと関係を聞いていたことがあります。それで申し上げるわけではありますせんけれども、ブルー14の問題に関しまして突つ込んだ検討をしたことではないと、私は思うのです。私は、千百戸の人家に移転をしていただいでも富里地区に飛行場を設置する困難さというものの度合いと、このブルー14を他に移転し得るかしないかという問題を実現できるかどうかという困難さを双方バランスにかけてみて、検討してみる必要があると思う。これは単に運輸省だけの問題でありますんで、防衛庁との問題もかかわりまするので、ここでどうこうというような意見は申しませんけれども、ともかく、いまの横田、厚木あるいは霞ヶ浦というような一連の基地といいますものが、東京近郊わずか一時間か、そちらのところにどうしてもなければならないという理由は、私はないと思う。ちょうど富里に第一国際空港といいますものを設置するのが、非常に困難である。その困難さを克服する努力あるいはもし——これには御存じのとおり千歳、三沢というような方もやつてみなければわかりませんけれども、とにかくブルー14を使っておりまする一連の飛行場といいますものを、かりにほかの地域——片一方には御存じのとおり千歳、三沢というようなものが北のほうにあります。同時に西のほうに、そういう強力なものがもしできるならば、私はアメリカがいまのブルー14地区の飛行場に固執しなければならないほんとうの理由というものは、そうたくさんないと思う。

更多問題請訪問 [www.10000000.com](http://www.10000000.com)

いまません。全然本筋ではないのですが、最後に、そのうえで、どうぞお聞かせください。

スの協定を折衝しないで、経由の立場を堅持しておられるが、その交渉は、それでやがておされておられるのである。父涉が行なつたお尋ねの問題でおおむねお答え申し上げます。

足路線  
るとい  
の状  
れるも  
からこ  
交渉の  
いらつ  
て乗り  
情報

ことも、承知しております。ただ、いわゆる航空協定上、わがほうとフランスと最近そういう話をいたしておらないということを申し上げたわけでございます。

○植崎委員 何回も同じことを言わせないでください。私は、日本政府がフランスとそういうことについて話し合ったかどうかを聞いておるのじやないのです。フランスと中国の間で交渉がどの程度進んでおるかというような情報を、あなた方は知らうとなさらないのですかといふのです。エールフランスに聞けばわかるとしてです。私は予算委員会でも質問しましたが、全然関心ないのですか。日本と中国の友好親善問題に非常に重要な一つのかけ橋になる問題です。どうしてエールフランスに対して、情報を入れにならないのですか。なぜですか。必要がないからですか。

○佐藤(光)政府委員 非常に事務的なお答えで恐縮でございますが、わがほうは、航空協定は御承知のように二国間協定でございますので、そういう問題が起これば、当然フランスからわがほうにそういう申し入れがあつて交渉が行なわれると、そういうふうにわれわれは、航空協定を御承認のようになります。ただし、先ほど申し上げたように、一部そういうような新聞情報を承知しておる程度であるということを申し上げた次第でございます。

○植崎委員 全くそういう態度を、いわゆる官僚的というふうに思ひます。いま、ふんと言われましたからそぞろうと思うのですが、私は言語道断だと思うのですね。そういう態度は。

それでは別の角度からお伺いをいたしますが、日仏航空協定では、路線の中に中国の本土の一部ということが入っておりますね。そこで中国本土の一部を経由するということは、問題になつてないわけですね。どうですか。

○佐藤(光)政府委員 協定上は、先生御指摘のように、中国本土は入っております。ただ、自後協議するところによつてそれを定めることになつておることも、先生御指摘のとおりであります。

○植崎委員 そういうことは条文に書いてあるか

ら、あなたがおっしゃらないまでもわかつてゐるのです。何をお答えになつていらっしゃるのでありますか。中国本土の一部を経由することについては問題ないですね、ということを聞いておるのであります。

○植崎委員 協定上は、中国本土を具体的に通つてくる場合に、どこを通るかということを自後協議をするものだというふうにわれわれは承知をしております。

○植崎委員 私の質問に答えてください。もう一度申し上げます。中国本土の一部を経由することについて、協定上問題はありませんね。まずそれを伺いましょう。

○佐藤(光)政府委員 先生のおっしゃるとおり、中国本土を通ることについては、協定上定められておるわけでございます。

○佐藤(光)政府委員 そうすると、中国本土の一部を経由することは、協定上問題にならない。その中国本土の一部がどこであるか、具体的に問題になるときには、初めて交渉あるいは協議の対象になる——

○佐藤(光)政府委員 手続上そななるわけでございます。

○植崎委員 そうしますと、中国を経由することについては問題はない。運輸大臣のお考えを聞いておきたいと思います。

○中村(寅)国務大臣 私は、その規定された協定によって話し合いをする際に、諸般の事情を考えてその入ることを認めるか認めないかを決するの

だ、かようと考えております。

○植崎委員 どうも微妙なところでございます。

○佐藤(光)政府委員 あなたは、政治的な考慮をして、二つに分けている、一つとおっしゃるのですが、協定上は問題ないじやありませんか。協定上問題があるのですか。これは大事なところです。

○佐藤(光)政府委員 具体的な路線の自後の協議

の問題を除けば、協定上は問題ないといふこと

は、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○植崎委員 どうもわからないのです。私は

はつきり——私の質問はわかりますか。中国本土の一部を経由することについては協定上問題がな

い、ただその一部がどこか、具体的にきつたときには初めて協議の対象になる。その地区は行け

しゃるのですか。

○中村(寅)国務大臣 中国のことを通つて日本の羽田に来たいということがはつきりいたしましたが、中国本土の一部がどこか、協議の対象になるのでなしに、中国本土の一部の具体的な地点について協議の対象になる、そういうことです。

○植崎委員 そうしますと、中国本土の一部を経由することには問題はない。その一部がどこか、具体的になつたときに初めて協議の対象になる。もう一度確認したい。

○中村(寅)国務大臣 政府委員からお答えいたさせます。

○佐藤(光)政府委員 先生御指摘のように、航空協定上は具体的にどういう路線をきめるかということが一番問題でございますので、考え方としては中国本土を経由することによって初めて協議を実現するため、最初に二つに分けて、協定上は具体的なきめ方を自後の協議に残したというのが、現在の協定の姿でございます。したがいまして、具体的に話し合つてその経由地點をきめたときに、初めてその路線が路線として現実に運航し得る状態になるということであるわけでございまして、われわれとしては、実はそれを切り離して考へておらない次第でございます。

○植崎委員 あなたは、政治的な考慮をする必要はないのです。あなたは、さつき官僚的な答弁ばかりしている。事務的に答弁すればいいのです。それを、政治的な考慮をして、二つに分けている、一つとおっしゃるのですが、協定上は明らかに、一つとおっしゃるのではありませんか。中国の一部なんて要らないことになるのではないか。中国の一部を経由することには問題ないじやありませんか。協定上問題があるのですか。これは大事なところです。

○佐藤(光)政府委員 いまのあなたの答えでいきますと、中国本土の一部なんて要らないことになるのじゃないですか。路線の中に中国本土の一部といふことは要らないぢやないですか。何にしても最終的に経由地點が協議によって明確にきまる必要があるというふうなことを繰り返して申し上げたわけでございます。

○植崎委員 いまのあなたの答えでいきますと、中国本土の一部なんて要らないことになるのじゃないですか。路線の中に中国本土の一部といふことは要らないぢやないですか。何にしても最終的に協議してきめるのだから。そうでしょう。その後に経由地點が協議によって明確にきまる必要があるというふうなことを繰り返して申し上げたわけでございます。

○佐藤(光)政府委員 いまのあなたの答えでいきますと、中国本土の一部なんて要らないことになるのじゃないですか。路線の中に中国本土の一部といふことは要らないぢやないですか。何にしても最終的に経由地點が協議によって明確にきまる必要があるというふうなことを繰り返して申し上げたわけでございます。

○佐藤(光)政府委員 ちょっと御説明が足りないかもしませんが、二国間の航空協定、つまり東京へ入つてくるエールフランスを指定航空企業として認める場合には、わがほうがその中間地点についての協議をしてきめる。つまり中国とフランスともしだすが、わがほうが選択するという場合に立つわけでございますが、わがほうも具体的に経過地點について協議をしてきめるという立場に立つわけでございますから、そういうものができます。

しながら答弁されているようで困るのです。政治的な配慮は運輸大臣だけです。

それでは運輸大臣にお伺いをしますが、上海ということが具体的に中国とフランスの間でできましたとして、日本にその交渉がある際には、どのような態度をとられますか。

○中村(寅)国務大臣 その際に諸般の事情を勘案いたしまして決定いたす。こういうことでござります。

○檜崎委員 予算委員会のときの答弁と違つておりまして、いまの御答弁は、当時外務大臣が言わされた答弁と同じようになつたわけです。外務大臣は、そのときになって慎重に検討したいとおっしゃつた。運輸大臣は許すつもりはない、初めから予算委員会のときは御答弁になつたわけです。運輸大臣は、考えを少し変えられたわけですか。

○中村(寅)国務大臣 私は、考えを変えたのじやございません。現在の時点においては、私はそれは認めるという意思はございませんが、いま檜崎委員からこういう場合の一つの方法を質問なさつたと考えましたから、そういう具体的な問題が出たときにその時点で考えますと、こういうよう申し上げたわけでございまして、予算委員会で答えたときも同じでございまして、それを認めるといふ氣持ちは持つておらぬという考え方を変えて申し上げたわけじやございませんが、ことばが足らず、あるいは誤解を生じたかもしれませんがあつた。

○檜崎委員 問題は、上海ということで話が非常に具体的に進んでおるのでですね。それで上海といふことを仮定して、しかも非常に実現可能な話としてお伺いをしております。それでも一へん、予算委員会のときの答弁と、いまの上海といふことを具体的に考慮に入れられて御答弁をいただきたい。

○中村(寅)国務大臣 いまの日本と中国との関係が御承知のような事情でございますので、私は、いまの時点ではこれをすぐ承認するという考えは

持つております。

○檜崎委員 未承認国だから、国交が正常化されていらない國だからという意味ですか。

○中村(寅)国務大臣 それも含まれまして、その他諸般の情勢から、私はいま承認するという考え方を持たないわけでござります。それだけではございません。それもやはり含んでおりますが、諸般の情勢から、いま承認するという考え方を持たないということでござります。

○檜崎委員 諸般の情勢ということがですが、諸般の情勢の中にいろいろあるとおっしゃいましたけれども、顯著な例を二、三あげてもらいたい。

○中村(寅)国務大臣 その問題を具体的に検討しておりますので、具体的な条件を申し上げて説明することは、私はこの際お許し願いたいと思います。

○檜崎委員 国交が正常化されていない国で、民間の航空会社の間で乗り入れをやる、それを政府が許可をしている例はあるでしょう。

○佐藤(光)政府委員 最近の例では、韓国との間の航空会社の間で乗り入れをやる、それを政府が許可をしております。

○檜崎委員 に先生がおっしゃいますように例はござります。

○中村(寅)国務大臣 韓国と中国と差別扱いをしない。それも諸般の事情ですか。

○中村(寅)国務大臣 韓国と中国と差別扱いをしたということではございません。諸般の事情から、やはり航空協定というものは、単なる問題ではなくて、いわゆる航空企業の営業の関係とか、いろいろござりますので、すべての条件を考え合わせましたときに、結ぶところもあれば、結ばないところもある。早く結ぶところもあれば、おくれて結ぶところもあるということが分かれるのは、いたし方ないと考えております。

○檜崎委員 そうしますと、国交が正常化されておるかどうかは、条件ではありませんね。韓国のも許可をした。中国の場合、現段階では許可を

しないという方針である。正常化とは関係ない。

こういうことになりますね。

○中村(寅)国務大臣 国交が正常化されておらぬことだけで許可したり、しないということ

ではございません。

○中村(寅)国務大臣 ななか微妙な質問でござります。この航空機の乗り入れの問題は、政経のうちのどちらに入りますか。

○中村(寅)国務大臣 ななか微妙な質問でございまして、微妙な答えをする以外にないと想

いますが、両方に開港があると思います。

○中村(寅)国務大臣 民間の航空機の乗り入れが両方に關係がある、貿易問題は両方に關係ない。そういうことになるのですね。私は、どうしてこんなわ

かり切つたことを理を詰めて言つておるかというと、理屈がわからぬからです。筋が通つていなければ、理屈がわかるからです。だから、私はこん

なに理詰めて言つているのです。それでは、航空協定は政経両方とも關係があるから、分離方式にはならないというお考えですね。もう一度念を押

します。ごまかしがあるからです。だから、私はこん

なに理詰めて言つておるかというと、理屈がわからぬからです。筋が通つていなければ、理屈がわかるからです。だから、私はこん

が、フランスが日本に入つてくるときのその経験が、中国の一地点を通つてくるときには、その地点がきまつて双方で協議をしてきめる、こういうことになります。その慣習があると

いうことを私は申し上げたわけあります。

○中村(寅)国務大臣 それでは、佐藤内閣は中国に對して

ていない國だからという意味ですか。

○中村(寅)国務大臣 それも含まれまして、その

他諸般の情勢から、私はいま承認するという考

えを持たないわけでござります。それだけではございません。それもやはり含んでおりますが、諸般

の情勢から、いま承認するという考え方を持たない

ということです。

○中村(寅)国務大臣 それでは、佐藤内閣は中国に對して

政経分離の方針をとられておりますのは、御承知のとおりであります。この航空機の乗り入れの問題は、政経のうちのどちらに入りますか。

○中村(寅)国務大臣 ななか微妙な質問でございまして、微妙な答えをする以外にないと想

いますが、両方に開港があると思います。

○中村(寅)国務大臣 民間の航空機の乗り入れが両方に關係がある、貿易問題は両方に關係ない。そういうこと

ことは、先ほど申し上げましたように、二国間協定でござりますから、フランスが中国に対し

これは經濟の問題です。ましてや日仏協定を結んでいたエールフランスが上海を経由するといふ問題が、どうして日本の政治に關係があるのです。

○佐藤(光)政府委員 大臣から申し上げておりますが、佐藤内閣は中国と日本の航空協定の話をしておるんじゃないのです。單に経由をする場合に上海を選ぶ。日本と中国の場合でも、航空の問題は、

これが經濟の問題です。ましてや日仏協定を結んでいたエールフランスが上海を経由するといふ問題が、どうして日本の政治に關係があるのです。

○中村(寅)国務大臣 ななか微妙な質問でございまして、微妙な答えをする以外にないと想

いますが、両方に開港があると思います。

○中村(寅)国務大臣 ななか微妙な質問でございまして、微妙な答えをする以外にないと想

ざしていろいろ交渉をやつてしましましたが、その問題も含めて、いまエールフランスの支社長がパリの本社に行つておるわけです。そしていまのめどは、日本政府の状態もあるかもしませんが、四月を変えて九月をめどにしてこの航路開設を進めておる、そういう情勢であります。したがつて、私は早晚具体的にこれは問題になると思ひます。しかも影響するところは非常に大きいと思ひます。政經分離の方式でいけば、私は、問題にならないはずだ、佐藤内閣の方針でいつても問題にならないと思っておりましたが、運輸大臣は政治問題も関連があるという御見解のようである。とするならば、運輸大臣自身でおきめになれない問題であろうと思ひます。そうすると、当然総理大臣を中心にして問題が検討される。いずれこの問題が具体的になつたときに重ねて御質問をいたしますけれども、本日の答弁の内容は、私は非常に支離滅裂なところがあると感じました。最終的には、諸般の事情ということでお逃げになりました。しかし、そんなに簡単な問題ではないであります。この点は問題を留保して、きょうはこれで終わります。

○木村委員長 厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。米内山義一郎君。

○米内山委員 私はまず最初に、生活保護に関する具体的な問題を、厚生大臣からあるいは厚生省の局長さんからお聞きしたいと思います。所得倍増政策の結果、国全体の経済は大きく伸びたといわれますが、非常に所得の格差が拡大してまいりましたし、地域の格差も大きく聞いております。特に私の出身地である青森県の東海岸、これは特に厚生大臣の御出身の岩手県の北部とはくついておる地域で、日本のチベットなどといわれるような、日本でも珍しいような未開発

地域、したがつて住民の所得が著しく低い地域には、いまの時代においてまさかそんなことはあるまいと思われるような事態があるわけであります。ですから、私がいま申し上げたいことは、いろいろな国の法律や制度に基づいて、こういう地域の極端に——つまり国民に対する保護政策があるわけであります。これには法律の命ずるところによって、一定の基準とか標準というようなものがあるのが当然であります。あまりにもひずみの多い場合には、それをやすく規定に適用することが、かえつて不自然であるというような事柄が起きております。

私は、そのことについて具体的な二、三の実例を述べまして、御見解をお聞きしたいと思うのですが、第一の事例は、あと五百メートル南のほうに家があれば岩手県といふ、青森県と岩手県の県境五百メートル南のほうにあれば、これは厚生大臣の選挙区であったかもしませんが、ここにこういう事例があるのです。非常に山深い地域であります。しかし、そんなに簡単な問題ではないであります。この母子家庭であります。しかも、この主人は七年前に炭焼きに出まして、帰りに深い大雪のために凍え死にしておりましたが、ここに最近、重なりあって起きた不幸な事柄であります——そういうことで、このうちちは自來生活保護を受けておりました。ところが、去年次男が中学校を卒業したために、生活保護の打ち切りになりました。どういう生活をしておったかというと、長男と次男の出かせぎによる送金、一家の経営は二反歩の水田と五反歩の畠であります。水田は、一年に九俵ぐらしか収穫がありませんで、自家飯米にも足りません。畠作五反歩の中で、金錢にかえ得るもののはビートの三万円であります。あととみんなみそ豆とか野菜、自家消費に充てる分であります。ここにこういう事態が起きました。まず最初は、

人間肺炎で入院した。ここから始まるわけであります。しかし、私は、佐藤内閣の政策が正しいとか間違ったとかということじやなしに、佐藤内閣の体温が普通の三十六度半なのか、あるいは二十五度くらいに低いのか、体温測定の一つの資料にもな

男の正藤君が、十六歳であります。ダム工事現場に出かせぎに行っておりまして、事故死しました。これは、年少労働者のそういう悲惨な死に方によることが、かえつて不自然であるというような事柄が起きております。

私は、そのことについて具体的な二、三の実例を述べまして、御見解をお聞きしたいと思うのですが、第一の事例は、あと五百メートル南のほうに家があれば岩手県といふ、青森県と岩手県の県境五百メートル南のほうにあれば、これは厚生大臣の選挙区であったかもしませんが、ここにこういう事例があるのです。非常に山深い地域であります。しかし、そんなに簡単な問題ではないであります。この母子家庭であります。しかも、この主人は七年前に炭焼きに出まして、帰りに深い大雪のために凍え死にしておりましたが、ここに最近、重なりあって起きた不幸な事柄であります——そういうことで、このうちちは自來生活保護を受けておりました。ところが、去年次男が中学校を卒業したために、生活保護の打ち切りになりました。どういう生活をしておったかというと、長男と次男の出かせぎによる送金、一家の経営は二反歩の水田と五反歩の畠であります。水田は、一年に九俵ぐらしか収穫がありませんで、自家飯米にも足りません。畠作五反歩の中で、金錢にかえ得るもののはビートの三万円であります。あととみんなみそ豆とか野菜、自家消費に充てる分であります。ここにこういう事態が起きました。まず最初は、

人間肺炎で入院した。ここから始まるわけであります。しかし、私は、佐藤内閣の政策が正しいとか間違ったとかということじやなしに、佐藤内閣の体温が普通の三十六度半なのか、あるいは二十五度くらいに低いのか、体温測定の一つの資料にもな

ると思いますので、特に大臣からこの点の御見解を聞きたいと思います。

○鈴木國務大臣 生活保護の問題につきましては、特に生活に困窮されております方々の生活の実態、これを十分調査把握をいたしまして、適正に運用するようによくこのことを、厚生省としても指導いたしております。また、保護基準の改訂につきましては、これが社会保障の大きなトピック記事になつた事件の中の、これは事実でござります。そのあとに、一月の三十一日にいたしましたら、年を越しまして、二月の三日にいたしてまいつたところでございます。

そこで、いま米内山さんから具体的な事例をあげられましての御質問であります。御指摘のとおり、妙川よしさんの御家庭は、非常に生活がお氣の毒な事情にございまして、昭和三十六年の三月から三十九年の十二月まで生活扶助を受けておられたのでございます。その後長男の方、次男の方が出かせぎ等に出られまして、仕送りがなされたり、妙川よしさんの御家庭は、非常に生活がお氣の毒な事情にございまして、昭和三十六年の三月から三十九年の十二月まで生活扶助を受けておられたのでございます。その後長男の方、次男の方が出かせぎ等に出られまして、仕送りがなされたというようなことで、四十年に入りましてから、収入が四級地の扶助基準であります約二万一千円をこえるということになります。四十年の一月からこの保護が廃止されたのでござります。

かかるところ、いまお話をございましたように、次男の方が岩手県の松尾鉱山付近の土木工事で事故死をされまして、労災の補償が百四十八万円入つておるのでござります。また、その後不幸にして火災にもあわれたというような事情も、私ども聞いておるのでござりますが、現在の生活保護法のたてまえからいたしまして、百四十八万円というような相当大きな金額の収入が現実にあったわけでござりますので、この点につきましては、

後、十二万円とか十五万円とかさらに追加支給をされた。これにつきまして県当局その他で、地元でいろいろ生活扶助の問題につきまして御議論がございました。しかし、これらの方々は罹災者であつて、家なんかもやはり建てなければいかぬ、こういうような事情等を考慮いたしまして、一般の基準以上に入りました見舞い金の所得というものは、家屋を復旧をするというような事情等を十分考慮に入れまして、これは生活扶助の際の打ち切りの条件にしない、こういう措置をとりましたことは、米内山さんもよく御存じのことだと思うのであります。この妙川さんの場合につきまして今後検討を要する問題だと思うのですが、妙川さんは火災にあつたそのうちを復旧をされるというようなことが、今後当然起こつてこようかと思うのであります。もとより三沢の場合の十数万円の見舞い金とは、だいぶ金額的に違います。だから、全額それを認めるかどうかということにつきましては、なお検討を要すると思うのであります。私がどうぞいります。実は妙川さんは間題ですが、二月二十四日訪問して聞いてみますと、百四十八万のお金をもらつたのですが、すでにそのうち二十八万というのは医療費や葬式の費用、日常の生活費に費やされておりました。さらにこの焼けあとは、その日現在完全未整理のままでございましたし、さらにその火災のあと長男の正蔵さんが中耳炎で八戸の労災病院に入院しておるというような、さらに新しい不幸が重なつております。これをつきよはついてですかから加えて、厚生大臣に陳情申し上げておきたいと思います。

そこでお聞きしたいのは、保護基準の問題も時

代とともに変えていかなければならないじやない

かといふ点であります。たとえば先般どこかで電気冷蔵庫があるということだけ生活扶助の打ち

切りを受けたという、そこから起きたいろいろな不幸な事態が新聞に出でおりますが、いまのようないふ事態に対する普及率が非常に低いものであるからうか。あるいはまた、場合によつては国民の金世帯に対する普及率が非常に低いものである。それをくさらないようにするために古い冷蔵庫を買うという場合は、二万円か何ぼのものも、かかもしれないが、それは新しいものを買った場合には何万円でしょう。たとえば乳児のお乳がくさる。それをくさらないようにするために古い冷蔵庫を賣うとする場合の暮らの働く時間と節約するためには必要な資材ではないかと思います。ですから、電気冷蔵庫があるから生活扶助を打ち切らなければならぬ、それがいわゆる保護を受ける生活の基準以上の暮らしだということは、あまりにもしやくし定木じやなかろうかと私は思います。たとえば盲人もあれれば、耳の聞こえないおしの人もある。盲人にはテレビは不要でございましょうが、おしの人にはテレビが必要だ。ラジオならば古ものを三千円くらいいで買えるが、テレビだったら一万円は要る。これがぜいたくだと実際言えるものでございましょうか。私は、この辺にももつときめのこまかな政府の御配慮が必要だと思います。

実は次に、もう一つの事例を申し上げたいと思

いますが、ある開拓地を福祉事務所の係官と一緒に訪問させてもらいました。

何か現在行なわれておる法律やそういうものの運用の面や制度の面に

おいて、あなた方現場で働く人の不自由がないか

ということを私は聞きたくて案内を受けました。

そうしたら開拓地に案内されましたが、そこもや

はり主人の出かせぎしたあと留守宅でしたが、

老人夫婦が中風、老衰で二人寝ている。見守つて

おるのは留守の奥さんなのですが、この二人床を

並べた病人の床の下に畳がないのでござります。

から電気冷蔵庫の段階、そういううぐあいに国民全般の水準が向上いたしますことを念願し、またそれによつて生活保護の基準も引き上げていく。こういうことが政治の目標でもあるわけでございますから、そういう方向に努力をしてまいりたいと存するわけであります。いま米内山さんの開拓農家を訪問されての実態に触れてのお話もありましたが、ほんとうに私どもも米内山さんの気持ちと同じでございます。こういう点の運用につきましては、今後十分配慮をいたしまして、実情に沿つて血の通つた行政ができますように努力をしてまいりたいと存じます。

○米内山委員　まだ政府の態度ははなはだ不満足であります。と申しますのは、依然としてこういう事態に対しは消極的な姿勢より持つていな。要すれば、その地域の人たちの最低の水準よりもさらに低くなければならない、そういたしませんと、その地域の感情にマッチしないといふようなものの考え方であります。これは明らかに不十分であり、かつ間違いであります。と申しますのは、政府のこういうふうな前向きでない、消極的な福祉対策が、国民一般に与えておる影響といふものはまことに重大であります。こういう事態からいま青森県に重大な問題が発生しております。と申しますのは、いま大臣が言及されました青森県の三沢市の大火事の後における問題であります。いま大臣からお話しがありましたとおり、あの火事の直後に一番福祉対策として出たのは、見舞い金がたくさんくる、それを理由に生活扶助が打ち切られるのではないか、こういうことが事後対策の当初に起きた問題であります。これは大臣がいまおっしゃるとおり、県庁あるいは厚生省に問い合わせた結果、今度の火事では一定の基準を越えない限りそれの理由にしないということは明らかにされたわけありますが、そこでどういうことが起きたと申しますと、要すれば、災害にあり、不幸にあり、国の制度で救済措置を受け、一般社会の同情を受ける、その最高の基準は

近所の最低を越えてはならぬというものの考え方から、重大な事件が起きたのであります。三沢市の大火は、御承知のとおり一月十一日であります。まだ青森県は非常な寒気のきびしいときであります。マスニギがこれを取り上げまして、全国から集中豪雨のような同情、支援の大カンパが行なわれて、金錢で集まつたものだけで一億四千万に及んだのであります。ですから、これは罹災者平均にいたしましても十数万円になるわけであります。ですが、この分配にあたつていま罹災者と市当局が血を流さんばかりの大闘争を開いております。どうしたことから起きたかと申しますと、厚生省が考へているように、政府が考へているように、これを全部罹災者に渡すと、隣の焼け残った人よりもしあわせがくるじゃないか。罹災者の中には、金錢に見積もれば零細な被害より受けない人がある。むしろ焼け残つた隣の人が手伝いに来た人にたき出しを出したための損害のほうが、大きいじゃないかというような俗論が行なわれまして、市長がこの一億四千万の中から六千二百万を市の一般歳入の中に入れて使いたいということを言い出して、罹災者との間に大対立が起つた。市では市議会に特別委員会を組織しまして、六千二百万という市長の提案は五千万に修正可決されました。全国からの同情金から五千万が市の歳入に入る所以であります。こういう考え方を生み出しているのは、厚生省のこの態度なのであります。私は、これは明らかに善意ある国民に対する裏切り行為じやなかろうかと思う。ひどいことじやございませんか。私は、個々のこういう救い漏れになつてゐる人たちの不幸よりも、こういう社会的にまで拡大したこの冷たい政治の影響というものをおそれるのであります。こういうことでありますして、特に政府は国民の権利であるということを中心とし、福祉対策をいささかも恩恵政策であるなどという考え方を持つことは、これは恥ずかしいことだと私は思います。このことは、おそらく厚生大臣もいま初めてお聞きになると思いますが、こういう考え方ですから、五千万を差し引くこ

となれば、その残額は被害額によつて配分するということになります。そうしますと、大きくなり害を受けた人は数十万円の配分を受けることになります。こういう人たちは、保険に入つております。これが薄く受けるという結果になる。実はこ う。別な預金もあるでございましょう。借家に入つておった労働者は、焼けるものもないかわりに、その受けた損害というものも深刻であります。これが薄く受けるという結果になる。実はこの問題はいろいろ考えてみたら、政府の考えをそのまま市町村の首長さんの考え方へ延長した結果じゃなかろうかと私は思つて、ここにも一つの政策問題がある、こう思う。こうしたことに対する大臣の御見解をひとつお伺いしたいと思いま す。

○錦木国務大臣 先ほど申し上げましたように、三沢市の火事による罹災者に対する見舞いの問題につきましては、私は、従来の生活保護法のたてまえにこだわらずに、十分配慮いたしたといふことを申し上げたのでございます。そのことが三沢市の市当局なり議会においてどういうふうに扱われましたか、それは生活保護の問題ではない。生活保護の問題でありますれば、これは私の所管でもあり、その運用について、基準以上のものについて特別な事情を考慮する等の件につきましては、十分指導いたしておるところでございますが、いま多額の見舞い金があつたからといって、その中からそれを一般会計に繰り入れるということとは、これは私の生活保護に関する問題ではない。別の問題であるわけでございまして、米内山さんは、その点は重々御承知の上で御質問だと思つておりますが、その点を明らかにいたしておきたいと思うわけでございます。

○米内山委員 次に、方角を変えますが、戦後二十年に相なるわけでありますが、いま全国の国立病院に未復員患者といふ患者がおることを知りまして、私は驚いたわけであります。その中の一人に事情を聞きましたら、私は十九歳で志願兵で兵隊、戦地でがをして、胸部疾患にかかるで内地送還になり、いまこの病院に入院してい

る。郷里に行つたことはあるが、まだ正式に帰っていない。いわゆる未復員患者であるという病人が、今日なおゐるわけあります。しかも、こういう人たちはもう四十歳をこえて、しらがまじりになつてゐる。病気は重くもないが、軽くもなつてない。何が一番心配かといふと、どういうことかうにして社会復帰を行なうかということであります。帰つてきたときは、両親も達者、兄貴も生きていなかつたが、今日になつたら、もう兄貴が死んでおのいの代になつてゐる。分家になるために家から物をもらうわけにもまいらぬ。結婚もしておらぬ。病状は固定化をしたが、この病院から出るところがおそろしい。要すれば、完全に治癒するところがおそろしいといふような心境の患者が、今日なおかつおるわけであります。しかもこの方は、たまたまを受けた場所が悪くて、今日なお私は実は貧貞であるとも言つておりましたが、全くひどい戦争の犠牲者が今日なお病院の中におられます。こういう人たちと床を並べておる仲間のうちに、隣の人は戦地発病だから恩給年金をもらえるのだが、私の場合は内地発病のために恩給法の恩典も何も受けない。したがつて、月々自分の負担する医療費の支払いにまで苦労しなければならぬ、こういうふうなことを言つておる人がありました。こう言つておるのでですが、厚生大臣は、こういうことのあることを御存じでしようか。実は私は、これは五、六百字の文章にすぎないから、この人の声を私を通して厚生大臣にお伝えしたいと思います。「世を擧げて平和と繁栄を謳歌している時、戦中戦後より二十年以上もの長い間、結核といふ半ば運命的な業病と戦いつゝ療養を余儀なくされ、今なお国立療養所の片隅で戦病の苦渋に呻吟し続けてゐる内地発病者です。同じ傷痍軍人であつながら、外地と内地と云う相違だけで、外地発病者には恩給が支給され、内地発病者だけが恩給の対象とならず、このような不合理が現在の時点

で許されてよいものでしようか。また、他のあらゆる戦争犠牲者は何等かの国家補償を受けている。今日、内地発病者の傷痍軍人だけがとり残されているのです。二十年以上の鬱病生活の苦しみと、親兄弟にあたえたあらゆる犠牲は誠に大にして、家族の生活は悲惨をきわめております。内地発病者は云々赤紙一枚で入隊し、公務中に発病したのです。恩給法に於てだけ非公務扱いにされるのは全く不合理と言わなければなりません。戦後二十年経過した現在、外地発病者と内地発病者の区別なく、肉体的にこうむった社会的犠牲度によって、適正かつ公平なる処置がとられることが当然であります。永年病苦と生活苦の二重にうちひしめられた私共以外に、これ程大きな犠牲をこうむつた者があつたでしょうか。戦争と疾病がもたらした悲しい結果とは云え、果してこれ以上の犠牲をしいられるものでしようか。私共の中には早くも老境を迎える、妻なく、子なく、住居なく、不遇は不遇を呼び、今にして事実上の復員帰省もなしと所が内地であると云うだけの理由で恩給の対象からはずされていることは非情きわまりないものでござります。何卒法律を改正され、私共内地発病者にも、外地発病者同様、傷病恩給を支給下さるよう伏してお願い申し上げます。」これは私は、そのまま厚生大臣に申し上げたいと思ひます。これに対する政治的な御見解をお伺いしたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 いまのお手紙を読んでいただいて、よくお氣の毒な事情がわかるのであります。が、内地におきましても、公務で疾病をしたといふような場合につきましては、これは十分考慮されるべき問題だと思うのですが、どういう形で内地におきまして病気にかられたのか、その辺の実態をよく把握することができないわけでございますが、厚生省関係といったしましては、その

医療費の給付等の面におきましては、そこに書いてありますように、医療費の支払いがかさんで、そのことでも困っておるということが書いてあります。おきましては、普通の場合は全額医療給付をやつております。おきましては、普通のことでございますが、内地発病が公務傷病にならないというふうな一般的な御見解がかなりあるようでございます。山田原の小田原の風祭の療養所等におきましては、やはりそういう戦傷を受け、脊髄を折損いたしました人たちがあそこで療養いたしておりますが、全部国で医療費等は見ております。また、生活も見ておるわけでございまして、そういう方々が全国でまだ二百二、三十人おられるのでございます。よく実態を調査いたしまして、適切な措置を講ずる必要があると考へるのござります。また、御本人が病気がなおられて、社会に復帰されようということでおきますれば、あるいは更生産の施設もございますし、また世帯更生資金の貸し付けというようになります。あらゆる面から御援助を申し上げることができます。あらゆる面から御援助を申し上げることができる、こう思ひうけであります。ただ、恩給の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、内地でありますとも、公務中の原因による疾患というような場合とそうでない場合とでは、いろいろ事情があると思うのであります。合併して、その点は恩給局のほうから御答弁があることだと思います。

○米内山委員 恩給局のほうからの御答弁をいただく前に、ちょっとと参考のために聞きたいことは、こういう未復員患者と称する人々が現在どのくらい療養中であるか、そのうち、いわゆる内地発病としてこういった恩給法の恩恵を受けていない人はどの程度の数があるかということを、お聞きたいと思います。

○実本政府委員 第一点の、こういった種類の入院患者がどのくらいあるかというお話をございまします。第一点の問題でございますが、それにはいま二百四十五人入院患者がござります。

○米内山委員 もう時間も制約されておりますが、おしまいにこれだけを聞いて、あととの質問は別の機会に譲りたいと思いますが、いまの御答弁の中に、内地発病であつても、衛生兵がそういう職務上感染したと思われる場合は、公傷病とい

いう数字は、いまちよつとここでつまびらかでございませんので、調べましてあとでお答え申し上げます。

○矢倉政府委員 ただいまの御質問の点でございまして、実は、公務傷病というものの判断は、その傷病とそれから傷病の起る原因になつた問題との、いわゆる相当因果関係があるかどうかということが課題でございまして、したがつて、内地の場合でもそれなりに、結核でございまして、公務傷病になる場合がございます。たゞ、衛生兵のようには感染の度合いがかなりはつきりするであろうと思われるような方々の勤務に対しましては、この人がたとえばその因果関係をもつて結核患者となられ、現に傷病に呻吟しておられるという場合には、当然に公務傷病としての扱いをいたすわけでござります。したがつて、そのところのいかんによつてというわけではございませんが、ただここでちよつとお断わりを申し上げておきたいと思ひますことは、やはり戦地におきましては、傷病になりやすい条件といつて、それがかなりありますので、したがつて戦地の場合は、比較的公務の認定がされるケースが多いといふことだけは事実でございます。したがつて、そういう印象から、内地発病は公務にならないといふ一般的な見解があるやに見えますけれども、扱いはさよなら点よりは、むしろ公務との相当因果関係があるかどうかということを個別に審査いたしまして、個別的に判断するというのが、現在のやり方でございます。

○木村委員長 戦争のあと始末として地主報償等までやつた政事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十分散会

